

日銀業第1号
2026年1月9日

担保差入金融機関等 御中

日本銀行

「担保に関する細則」の一部改正等に関する件

日本銀行では、事務の合理化を図る観点から、証書貸付債権（企業もしくは不動産投資法人または地方公共団体に対する証書貸付債権のうち、シンジケート・ローン債権以外のものに限ります。以下同じです。）にかかる事前審査について、新たな手続きを追加することとしました。

具体的には、担保差入先からの申請にもとづき証書貸付債権にかかる証書貸付債権証書式（ひな型）を予め日本銀行が承認する手続を新設するとともに、当該承認を受けた書式（ひな型）を使用して作成された証書貸付債権証書にもとづく証書貸付債権（以下「書式承認済証書貸付債権」といいます。）については、事前審査の一部を省略することとしました。

これに伴い、または規程整備の観点から、「担保に関する細則」を別紙1のとおり、「企業および地方公共団体等債務にかかる特則適格担保に関する細則」を別紙2のとおり、それぞれ一部改正し、2026年2月2日から実施することとしましたので、通知します。

また、「担保に関する細則」第33号書式ならびに「企業および地方公共団体等債務にかかる特則適格担保に関する細則」第6号書式、第8号書式および第10号書式については、当分の間、書式承認済証書貸付債権以外の証書貸付債権にかかる事前審査依頼時に限り、本件による改正前の「担保に関する細則」または「企業および地方公共団体等債務にかかる特則適格担保に関する細則」に定める書式による提出を認めることとしましたので、併せて通知します。

—— 本件の概要について、別添のとおり取り纏めましたので、併せてご参照ください。

<本件に関する照会先>
日本銀行 業務局
総務課 営業・国債業務企画グループ
山本 (03-3277-1174)

以上

「担保に関する細則」中一部改正

- 目次を横線のとおり改める。

目次

第1章 略（不变）
第5章
第6章 担保差入に関する事前の審査等
1. 略（不变）
3.
4. 証書貸付債権証書書式の承認申請手続等

第7章 略（不变）

別表

別表に定める事前審査時の要件、差入時の要件および債権譲渡契約書書式の要件および証書貸付債権証書書式の要件について

別表1 略（不变）
別表7

別表8 証書貸付債権証書書式に関する要件

以下略（不变）

- 第1章2.（33）の次に次の（34）を加える。

（34）書式承認済証書貸付債権

日本銀行が承認した証書貸付債権証書書式を使用して作成された証書貸付債権証書にもとづく企業もしくは不動産投資法人または地方公共団体に対する証書貸付債権（シンジケート・ローン債権を除きます。）をいいます。なお、「証書貸付債権」には、特に断りのない限り、書式承認済証書貸付債権を含みます。

○ 第2章5. を横線のとおり改める。

5. 証書貸付債権 (注1) (注2) (注3) (注4)

(注1) 略 (不变)

(注2) 略 (不变)

(注3) 書式承認済証書貸付債権を日本銀行に担保として差入れることを希望する場合には、事前審査を依頼するまでに、証書貸付債権証書を作成する際に使用する証書貸付債権証書書式につき、日本銀行の承認を得る必要があります。当該承認の申請等にかかる手続については、第6章4. を参照してください。

(注4) 略 (不变)

以下略 (不变)

○ 第2章5. (1) イ. を横線のとおり改める。

イ. 証書貸付債権証書等の提出

オンライン担保差入先は、担保差入を行う場合^(注1)には、原則として差入日の午前9時から午前11時までの間に、担保利用細則第1編II. 2. (7) ロ. または第1編II. 2. (8) イ. (ロ) により、次の書類等を担保取引店の窓口に提出してください。

ただし、担保差入を行う証書貸付債権が電子証書貸付債権であるときは、登記事項証明書等の提出の免除を受けていないオンライン担保差入先は、次の書類等^(注2)を業務オンラインにより提出することができ^(注3)、登記事項証明書等の提出の免除を受けているオンライン担保差入先は、次の書類等^(注2)を業務オンラインにより提出してください。

また、担保差入を行う証書貸付債権が電子証書貸付債権であるときは、担保差入金融機関等は、次の書類等の提出前にハ. に定める取扱いを行ってください。

(イ)
 (ヘ)
 略 (不变)

(ト) 承認済証書貸付債権証書書式の使用に関する確認書 (書式承認済証書貸付債権の場合に限ります。) (第53号書式)

(ト)
 (ル)
 略 (不变)

以下略（不变）

- 第2章5.（2）を横線のとおり改める。

（2）期日担保返戻を受ける場合

オンライン担保差入先は、期日担保返戻を受ける場合には、原則として受戻期日の午前9時から午後3時までの間に、担保利用細則第1編III. 1.（3）により、「担保領収証書」および「担保受戻日管理表」を担保受入店（外貨建証書貸付債権については日本銀行本店に限ります。以下、5.において同じです。）である担保取引店に提出する^{（注1）}とともに、担保受入店である担保取引店から、次の書類等のうち差入時に提出した書類等の交付または返却を受けてください。

ただし、「担保受戻日管理表」に、電子記録債権、電子証書貸付債権またはシンジケート・ローン債権のみが記載されている場合には、「担保領収証書」および「担保受戻日管理表」の提出は不要です。また、債権証書の発行日付が2022年4月1日以後である電子証書貸付債権については、次の書類等の交付または返却を行いません^{（注2）}。

イ.]
二.] 略（不变）

ホ. 承認済証書貸付債権証書書式の使用に関する確認書

ホヘ.]
二ヲ.] 略（不变）

以下略（不变）

- 第3章1.（6）イ.（イ）を横線のとおり改める。

（イ）証書貸付債権証書等の提出

担保差入先は、原則として差入日の午前9時から午前11時までの間に、担保として差入れる証書貸付債権の種類に応じ、次表左欄の提出書類（提出書類毎の「証書貸付債権の種類」の別に、当該提出書類の提出が必要な場合には○印を付し、当該提出書類の提出が不要な場合には×

印を付しています。ただし、○印が付された書類であっても、次表備考欄にその旨の記載がある場合には、提出は不要です。) ^(注1)を担保取引店(外貨建証書貸付債権については日本銀行本店に限ります。以下、(6)において同じです。)の窓口に提出することにより、証書貸付債権の担保差入の申出^(注2) ^(注3) ^(注4)を行います。

なお、提出する書類等の記入方法および提出場所等は〔参考1〕のとおりです。

ただし、担保差入を行う証書貸付債権が電子証書貸付債権であるときは、登記事項証明書等の提出の免除を受けていない担保差入先は、次表の書類^(注4.5)を業務オンラインにより提出することができ^(注5.6)、登記事項証明書等の提出の免除を受けている担保差入先は、次表の書類^(注4.5)を業務オンラインにより提出してください。

また、担保差入を行う証書貸付債権が電子証書貸付債権であるときは、担保差入金融機関等は、次表の書類の提出前に(ハ)に定める取扱いを行ってください。

		証書貸付債権の種類				
提出書類	企業もしくは不動産投資法人に対する証書貸付債権または企業に対する米ドル建証書貸付債権	政府(特別会計を含みます。)に対する証書貸付債権	政府保証付証書貸付債権	地方公共団体に対する証書貸付債権		備考
	証書貸付債権証書				電子証書貸付債権の場合には、提出は不要です ^(注6-7) 。また、シンジケート・ローン債権の場合には、日本銀行から交付を受けた証書貸付債権証書の写を提出してください。	
	担保差入証書(電子記録債権・証書貸付債権)(第20号書式(A)(1)もしくは(2))または担保差入証書(外貨建証書貸付債権)(第20号書式(B))				—	
	債務者から徴求した証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書	略(不变)			電子証書貸付債権の場合には、提出は不要です。この場合には、(ハ) b. により、担保差入前に債務者に対して担保差入の承諾申請を行い、担保差入までに承諾を受けてください ^(注7-8) 。また、シンジケート・ローン債権の場合において、第6章1.(1)イ. (ホ)の要件を充たしていることを日本銀行が確認しているため、担保差入の申出時に証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書の提出を要しないときは、提出は不要です。	
	証書貸付債権の準拠法に関する確認書					
	電子証書貸付債権の担保差入に関する確約書 ^(注8-9)				略(不变)	
	証書貸付債権の譲渡に関する表明書					

承認済証書貸付債権証書書式の使用に関する確認書	<input type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	書式承認済証書貸付債権以外の場合には、提出は不要です。
振出手形および電子記録債権の不存在に関する確認書					
地方公共団体に対する証書貸付債権の貸付金利に関する確認書					略 (不变)
登記事項証明書等 (注4-1-0)			略 (不变)		予め、登記事項証明書等の提出の免除を受けている場合 ^(注4-0-1-1) には、提出は不要です ^(注4-1-1-2) 。担保取引店の窓口に提出するときは、登記所から窓口または郵送で交付を受けたものを提出し、業務オンラインにより提出するときは、法務省が提供する登記・供託オンライン申請システムを利用してオンライン証明書交付請求を行い、オンラインによる交付を受けたものを提出してください。
付随担保明細書 ^(注4-2-1-3) エージェントが作成した分割返済予定表				略 (不变)	

(注1)
∫
(注3)

(注4) 書式承認済証書貸付債権を日本銀行に担保として差入れることを希望する場合には、事前審査を依頼するまでに、証書貸付債権証書を作成する際に使用する証書貸付債権証書書式につき、日本銀行の承認を得る必要があります。当該承認の申請等にかかる手続については、第6章4.を参照してください。

(注4-5)
∫
(注4-2-1-3)

○ 第3章2. (5) ロ. を横線のとおり改める。

ロ. 受付後の取扱い

日本銀行は、イ. の依頼があった場合において、基本約定第10条第1項ただし書の定めに該当しないときは、担保返戻に関する所要の事務を行います。担保差入先は、日本銀行における当該事務の完了後、次の書類等の交付または返却を受ける際に、担保領収証書（手形・証書貸付債権）または「担保領収証書（外貨建証書貸付債権）」（第4号書式（B））を担保受入店である担保取引店の窓口に提出してください。

日本銀行は、担保領収証書（手形・証書貸付債権）または担保領収証書（外貨建証書貸付債権）の内容を確認のうえ、担保受入店である担保取引店の窓口において、次の書類等を担保差入先に交付または返却するとともに、「担保返戻済通知」を交付することにより、担保残高および担保価額合計額を減額したことを通知します。

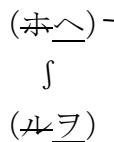
ただし、電子証書貸付債権およびシンジケート・ローン債権については、担保領収証書（手形・証書貸付債権）または担保領収証書（外貨建証書貸付債権）の提出は不要です。

また、債権証書の発行日付が2022年4月1日以後である電子証書貸付債権については、次の書類等の交付または返却を行わないほか^(注1)、イ. の担保返戻依頼書（手形・電子記録債権・証書貸付債権）に、債権証書の発行日付が2022年4月1日以後である電子証書貸付債権のみが記載された場合には、「担保返戻済通知」は、担保受入店である担保取引店から担保差入先に業務オンラインにより交付します。

なお、担保領収証書（手形・証書貸付債権）または担保領収証書（外貨建証書貸付債権）の記入方法および提出場所等は[参考1]のとおりです。

(イ)  略（不变）
(二)

(ホ) 承認済証書貸付債権証書書式の使用に関する確認書（担保受入時に提出を受けた場合に限ります。）

(ホヘ)  略（不变）
(ルヲ)

以下略（不变）

- 第3章3. (1) の表を横線のとおり改める。

区分	受戻期日	
振決国債		
∫		
証書貸付債権	手形類似電子 記録債権以外の 電子記録債権	略 (不变)
	上記以外	最終返済期日または分割返済期日の3営業日 前 (注5)-(注6)
以下略 (不变)		

(注1)
 ∫
 (注5) 略 (不变)

~~(注6) 返済方法が分割返済である証書貸付債権のうち、平成27年10月13日より前において担保差入を行っている国有林野事業債務管理特別会計に対する証書貸付債権の場合には、証書上の返済期日の10営業日前となります。~~

- 第3章3. (2) ホ. (ロ) を横線のとおり改める。

(ロ) 提出書類等

担保差入先は、受戻期日の午前9時から午後3時までの間に、担保領収証書（手形・証書貸付債権）または担保領収証書（外貨建証書貸付債権）^(注1)を担保受入店である担保取引店（外貨建証書貸付債権については日本銀行本店に限ります。以下、(ロ)において同じです。）に提出してください。

日本銀行は、担保受入店である担保取引店において担保領収証書（手形・証書貸付債権）または担保領収証書（外貨建証書貸付債権）の内容を確認のうえ、次の書類等を担保差入先に交付または返却します。

ただし、電子証書貸付債権およびシンジケート・ローン債権については、担保領収証書（手形・証書貸付債権）または担保領収証書（外貨建証書貸付債権）の提出は不要です。また、債権証書の発行日付が2022年4月1日以後である電子証書貸付債権については、次の書類等の交付または返却を行いません^(注2)。

なお、担保領収証書（手形・証書貸付債権）および担保領収証書（外貨建証書貸付債権）の記入方法および提出場所等は〔参考1〕のとおり

です。

a. 略 (不变)
f. 略 (不变)
d. 略 (不变)

e. 承認済証書貸付債権証書式の使用に関する確認書 (担保受入時に提出を受けた場合に限ります。)

e-f. 略 (不变)
f. 略 (不变)
g-k. 略 (不变)

以下略 (不变)

○ 第6章1.(1)イ.(ロ)を横線のとおり改める。

(ロ) 審査の依頼

手形、電子記録債権^(注1)または証書貸付債権^{(注2)(注3)}について事前審査を日本銀行に依頼する取引先（以下イ.において「審査依頼人」といいます。）は、原則として午前9時から午前11時までの間に^(注3-4)、事前審査の対象となる手形、記録事項証明書または証書貸付債権証書、審査票（第27号書式）のほか、審査対象物に応じて、次の書類^(注4-5)を担保取引店（外貨建証書貸付債権については日本銀行本店に限ります。以下、イ.において同じです。）に提出してください。

提出する書類の記入方法および提出場所等は【参考1】のとおりです。

このうち、審査票については、担保取引店において書類等の内容を確認後、責任者印を押なつのうえ、当該審査依頼人に交付します。

(注1) 略 (不变)

(注2) 略 (不变)

(注3) 書式承認済証書貸付債権を日本銀行に担保として差入れることを希望する場合には、事前審査を依頼するまでに、証書貸付債権証書を作成する際に使用する証書貸付債権証書式につき、日本銀行の承認を得る必要があります。当該承認の申請等にかかる手続については、4. を参照してください。

(注3-4) 略 (不变)

(注4-5) 略 (不变)

a .
∫
d .
} 略 (不变)

e . 証書貸付債権のうち、シンジケート・ローン債権以外のもの

(a)
∫
(c)
} 略 (不变)

(d) 承認済証書貸付債権証書式の使用に関する確認書^(注3)

~~(d-e)~~ 証書貸付債権の入札等の貸付条件の決定方法に関する確認書^(注3-4)
または地方公共団体に対する証書貸付債権の貸付金利に関する
確認書^(注4-5)

(注1) 略 (不变)

(注2) 略 (不变)

(注3) 書式承認済証書貸付債権の場合に限ります。

~~(注3-4)~~ 略 (不变)

~~(注4-5)~~ 略 (不变)

以下略 (不变)

○ 第6章1. (1) イ. (ト) b. を横線のとおり改める。

b . 証書貸付債権証書等の返却

日本銀行は、事前審査終了後、審査依頼人に連絡し、担保取引店において、(口)で受けた証書貸付債権証書、証書貸付債権の準拠法に関する確認書((口)で提出を受けた場合に限ります。)、証書貸付債権の譲渡に関する表明書((口)で提出を受けた場合に限ります。)、承認済証書貸付債権証書式の使用に関する確認書((口)で提出を受けた場合に限ります。)および証書貸付債権の入札等の貸付条件の決定方法に関する確認書((口)で提出を受けた場合に限ります。)または地方公共団体に対する証書貸付債権の貸付金利に関する確認書((口)で提出を受けた場合に限ります。)を、(口)で交付した審査票と引換えに返却します。

また、シンジケート・ローン債権について事前審査の依頼を受けた場合には、これらとともに、「シンジケート・ローン債権証書スタンプ

押なつ等依頼書」により作成を依頼された部数の証書貸付債権証書の写を審査依頼人に交付します。審査依頼人は、日本銀行から他の金融機関等のために証書貸付債権証書の写の交付を受けた場合には、当該証書貸付債権証書の写を当該金融機関等に送付してください。

- 第6章3. (1) イ. を横線のとおり改める。

イ. 承認申請

担保差入先は、日本銀行に対してセカンダリーレンタルの事前審査を依頼するまでに、当該事前審査に先立って、証書貸付債権の譲渡契約を締結する際に使用する債権譲渡契約書式（使用する債権譲渡契約書式が、基本契約書式と個別契約書式等複数にわたる場合には、使用する債権譲渡契約書式のすべてを指します。また、契約の内容を構成するものであれば、「覚書」、「サイドレター」等、名称が「契約書」でないものの書式も含みます。以下「債権譲渡契約書式」といいます。）につき、日本銀行の承認を得ることが必要です^{(注1)(注2)}。担保差入先は、当該承認の申請を行う場合には、「債権譲渡契約書式承認申請書」（第44号書式。債権譲渡契約書式を添付）ならびに担保差入先および譲渡人の双方が記名なつ印または署名をした「証書貸付債権の譲渡に関する誓約書」（第45号書式）を担保取引店に提出してください。

提出場所は【参考1】のとおりです。

(注1) 承認を得ることができる債権譲渡契約書式は、担保差入先金融機関等と一の譲渡人との組合せにつき、一種類に限ります。

(注2) 同一の債権譲渡契約書式であれば、担保差入先毎に承認を得る必要はありません。

- 第6章3. の次に次の4. を加える。

4. 証書貸付債権証書式の承認申請手続等

(1) 証書貸付債権証書式の承認申請等

イ. 承認申請

担保差入先は、書式承認済証書貸付債権を日本銀行に担保として差入れることを希望する場合には、日本銀行に対して書式承認済証書貸付債権の事前審査を依頼するまでに、当該事前審査に先立って、証書貸付債権証書

を作成する際に使用する証書貸付債権証書書式（使用する証書貸付債権証書書式が、基本契約書書式と個別契約書書式等複数にわたる場合には、使用する証書貸付債権証書書式のすべてを指します。また、契約の内容を構成するものであれば、「覚書」、「サイドレター」等、名称が「契約書」でないものの書式も含みます。以下「証書貸付債権証書書式」といいます。）につき、日本銀行の承認を得ることが必要です^(注)。担保差入先は、当該承認の申請を行う場合には、「証書貸付債権証書書式承認申請書」（第54号書式。証書貸付債権証書書式を添付）を担保取引店に提出してください。

提出場所は【参考1】のとおりです。

(注) 同一の証書貸付債権証書書式であれば、担保差入先毎に承認を得る必要はありません。

ロ. 証書貸付債権証書書式の要件等

日本銀行は、イ. により提出を受けた証書貸付債権証書書式が別表8に定める要件を充たしていることを確認した場合には、担保差入先の申請を承認します。

担保差入先は、証書貸付債権証書書式の承認申請を行う場合には、当該証書貸付債権証書書式が当該要件を充たしていることを予め確認してください。

ハ. 確認結果の通知等

日本銀行は、ロ. の確認の結果を担保差入先に通知します^(注)。また、日本銀行は、担保差入先の申請を承認する場合には、承認する証書貸付債権証書書式の管理番号（承認済みの証書貸付債権証書書式を特定するために承認済みの証書貸付債権証書書式1通ごとに付される番号をいいます。）を併せて通知します。

(注) 担保差入先は、日本銀行から証書貸付債権証書書式の承認を得た場合において、日本銀行に対して書式承認済証書貸付債権の事前審査を依頼するときは、当該書式承認済証書貸付債権について、予め日本銀行の承認を得た証書貸付債権証書書式を使用して作成された証書貸付債権証書にもとづくものであることを確認するとともに、その旨等を表明した「承認済証書貸付債権証書書式の使用に関する確認書」を併せて提出する必要があります。

(2) 承認済みの証書貸付債権証書書式の内容を変更する場合の取扱い

(1) により承認を得た証書貸付債権証書書式について、その内容の一部または全部を変更する場合には、担保差入先は、「証書貸付債権証書書式変更承認申請書」(第55号書式。変更後の証書貸付債権証書書式を添付)を担保取引店に提出してください。

提出場所は〔参考1〕のとおりです。

日本銀行は、提出を受けた変更後の証書貸付債権証書書式が別表8の要件を充たしているかを確認し、当該確認結果を担保差入先に通知します。なお、変更が承認された場合には、変更前の証書貸付債権証書書式の承認は取消されます^(注)。

(注) 当該承認が取消された場合には、当該取消日以降、変更前の証書貸付債権証書書式を使用して作成した証書貸付債権証書にもとづく証書貸付債権を書式承認済証書貸付債権として事前審査の依頼を行うことはできなくなります。なお、当該承認が取消された場合であっても、既にその証書貸付債権証書上に担保として適格と認める旨のスタンプを押なつ済の書式承認済証書貸付債権には影響はありません。

(3) 承認済みの証書貸付債権証書書式の承認取消

日本銀行は、(1) または (2) により承認した証書貸付債権証書書式を使用して作成された証書貸付債権証書にもとづく証書貸付債権を最後に担保として受入れた日(当該証書貸付債権を一度も担保として受入れていない場合には(1) または (2) の承認にかかる通知日)から概ね1年を経過した場合には、当該承認を取消すことがあります^(注)。また、(1) または (2) により承認した証書貸付債権証書書式について、日本銀行の判断により承認を取消すことがあります。

日本銀行は、(1) または (2) により承認した証書貸付債権証書書式の承認を取消す場合には、その旨を担保差入先に通知します。

(注) 当該承認が取消された場合には、当該取消日以降、承認が取消された証書貸付債権証書書式を使用して作成した証書貸付債権証書にもとづく証書貸付債権を書式承認済証書貸付債権として事前審査の依頼を行うことはできなくなります。なお、当該承認が取消された場合であっても、既にその証書貸付債権証書上に担保として適格と認める旨のスタンプを押なつ済の書式承認済証書貸付債権には影響はありません。

- 「別表に定める事前審査時の要件、差入時の要件および債権譲渡契約書書式の要件について」を横線のとおり改める。

別表に定める事前審査時の要件、差入時の要件および、債権譲渡契約書書式の要件および証書貸付債権証書書式の要件について

日本銀行が担保として適格と認める証としてのスタンプを押なつするための事前審査時の要件は、手形（C Pを除きます。以下、本別表において同じです。）およびC P、電子記録債権または証書貸付債権の別に、次表のとおり別表1、2または3に規定しています。

日本銀行が担保差入先から担保差入の申出を受けた際に確認する差入時の要件は、手形およびC P、電子記録債権または証書貸付債権の別に、次表のとおり別表4、5または6に規定しています。

日本銀行が担保差入先から債権譲渡契約書書式の承認申請または変更の承認申請を受けた際に確認する要件は、次表のとおり別表7に規定しています。

日本銀行が担保差入先から証書貸付債権証書書式の承認申請または変更の承認申請を受けた際に確認する要件は、次表のとおり別表8に規定しています。

別表中、符号「○」が付されている要件については、必ず充たしている必要があります。符号「●」が付されている要件については、要件欄に記載する条件に該当する場合に充たしている必要があります。

事前審査時の要件	差入時の要件	債権譲渡契約書書式の要件	証書貸付債権書式の要件	担保の種類	別表上の表示					
別表1	別表4	—	—	略（不变）			証書貸付債権			
別表2	別表5	—	—							
別表3	別表6	—	—	企業または不動産投資法人に対する証書貸付債権のうちであって、かつシンジケート・ローン債権以外のもののうち、書式承認済証書貸付債権以外のもの	企業等	書式承認済以外				
			別表8	企業または不動産投資法人に対する証書貸付債権であって、かつシンジケート・ローン債権以外のもののうち、書式承認済証書貸付債権であるもの						
		—	—	政府（特別会計を含む。）に対する証書貸付債権であって、かつ全期間型特別適格債務者向け証書貸付債権および特定期間型特別適格債務者向け証書貸付債権以外のもののうち、セカンダリー玉以外のもの	政府	通常適格	セカンダリー玉以外			
				§ 略（不变）§						
		—	—	政府保証付証書貸付債権であって、かつ全期間型特別適格債務者向け証書貸付債権または特定期間型特別適格債務者向け証書貸付債権であるもののうち、セカンダリー玉であるもの	政府保証	特別適格	セカンダリー玉			
				§ 略（不变）§						
		—	—	地方公共団体に対する証書貸付債権のうちであって、かつシンジケート・ローン債権以外のもののうち、書式承認済証書貸付債権以外のもの	地公体	書式承認済以外	書式承認済			
				地方公共団体に対する証書貸付債権であって、かつシンジケート・ローン債権以外のもののうち、書式承認済証書貸付債権であるもの						
		—	—	企業または不動産投資法人に対する証書貸付債権のうち、シンジケート・ローン債権であるもの	シンジケート・ローン	企業等				
				§ 略（不变）§		§ 略（不变）§				
				地方公共団体に対する証書貸付債権のうち、シンジケート・ローン債権であるもの		地公体				

（注） 略（不变）

○ 別表3を横線のとおり改める。

証書貸付債権に関する事前審査時の要件

○: 充たしている必要がある要件

●:要件欄に記載する条件に該当する場合に充たしている必要がある要件

項番	項目	要件	証書貸付債権												
			相対										シンジケート・ローン		
			企業等		政府		政府保証		地公体		企業等	政府保証		地公体	
			書式承認済以外	書式承認済	通常適格	通常適格	書式承認済以外	書式承認済	企業等	通常適格	特別適格	地公体	地公体	地公体	
22	規定禁止事項	<p>証書上に、次の規定が記載されていないこと</p> <p>①貸付人による法的手続の申立てを制約する規定</p> <p>②債務者の責任財産の範囲を限定する規定</p> <p>③劣後特約を付す規定</p> <p>④貸付人の承諾を得ない代物弁済を許容する規定</p> <p>⑤貸付人に帰責性のない事由にもとづき発生した損害、損失または費用等を貸付人に負担させる旨を定めた規定</p> <p>⑥貸付人の承諾を得ない場合においても、債務者の契約上の地位または権利義務の第三者への譲渡が行われることを想定して設けられた規定</p> <p>⑦契約上の地位の譲渡または債権譲渡に際し、貸付人から譲り受けた者は譲り受けた者に対する証書貸付債権に関する情報の開示を禁止する規定</p> <p>⑧その他日本銀行による承継が適当でない貸付人の義務を定める規定</p> <p>証書上に、次の規定が記載されていないこと</p> <p>①貸付人による法的手続の申立てを制約する規定</p> <p>②シンジケート・ローン債権の譲り受け人エージェントの業務の全部または一部を承継させる旨を定めた規定</p> <p>③債務者の責任財産の範囲を限定する規定</p> <p>④劣後特約を付す規定</p> <p>⑤全貸付人およびエージェントの承諾を得ない代物弁済を許容する規定</p> <p>⑥貸付人に帰責性のない事由（シンジケート・ローンにおける他の貸付人の帰責事由を含む。）にもとづき発生した損害、損失または費用等を当該貸付人に負担させる旨を定めた規定</p> <p>⑦エージェントの故意または過失にもとづく行為について、貸付人に対するエージェントの責任を減免する旨を定めた規定</p> <p>⑧エージェントが業務に関して負担した債務、損害、損失および費用等につき、借入人による償還の有無にかかわらず当該債務等の全部または一部を当然に貸付人の負担とする旨を定めた規定</p> <p>⑨貸付人の了知しないエージェントの交代を想定して設けられた規定</p> <p>⑩全貸付人およびエージェントの承諾を得ない場合においても、債務者の契約上の地位または権利義務の第三者への譲渡、第三者による弁済および債務者から第三者に対する保証（物上保証を含む。）の委託が行われることを想定して設けられた規定</p> <p>⑪契約上の地位の譲渡または債権譲渡に際し、貸付人から譲り受けた者は譲り受けた者に対するシンジケート・ローン債権に関する情報の開示を禁止する規定</p> <p>⑫その他日本銀行による承継が適当でない貸付人の義務を定める規定</p>	○		○	○	○	○							
23	入札①	<p>入札確認書上の債務者の記名なつ印者または署名者が、財務大臣または財務大臣から権限が付与されると日本銀行が認める者であること</p> <p>入札確認書上の債務者の記名なつ印者または署名者が、次のいずれかであると日本銀行が認める者であること</p> <p>①代表権または代理権が付与されていることが明らかな者</p> <p>②権限付与に関する証の提出により記名なつ印または署名の権限を有する者が明らかな者</p> <p>入札確認書を提出する場合には、当該入札確認書上の債務者の記名なつ印者または署名者が、次のいずれかであること</p> <p>①知事または市区町村長</p> <p>②権限付与に関する証の提出により記名なつ印または署名の権限を有する者が明らかであると日本銀行が認める者</p>			○	○						○			
							○	○				○			
									●	●					

項番	項目	要件	証書貸付債権										
			相対								シンジケートローン		
			企業等		政府		政府保証		地公体		企業等	政府保証	
			書式承認済以外	書式承認済	セカンダリー玉以外	セカンダリー玉	セカンダリー玉以外	セカンダリー玉	書式承認済以外	書式承認済		地公体	
24	入札②	<p>入札権認書上に、次の事項が記載されていること</p> <p>①貸付金利が次のいずれかの方式により決定されていること</p> <p>i. 競争入札によって貸付金利を決定する方式</p> <p>ii. 非競争入札による貸付において、当該非競争入札と併せて行われる競争入札において決定される貸付金利に拠って貸付金利を決定する方式</p> <p>iii. 当該貸付について、3以上の金融機関等が金利を提示し、それらの金利の範囲内で貸付金利を決定する方式（i. に該当する場合を除く。）</p> <p>②貸付金利の決定方法が①iii. の方式である場合には、当該貸付の実行日において、当該借入先に対し複数の金融機関等の貸付残高が存在すること</p> <p>③次の i. または ii. を充たしていること</p> <p>i. 貸付金利の決定方法が① i. または ii. の方式である場合には、それらの競争入札による貸付の合計額が10億円以上であること</p> <p>ii. 貸付金利の決定方法が①iii. の方式である場合には、①iii. の貸付の合計額が10億円以上であること</p> <p>入札確認書を提出する場合には、当該入札確認書上に、次の事項が記載されていること</p> <p>①貸付金利が次のいずれかの方式により決定されていること</p> <p>i. 競争入札によって貸付金利を決定する方式</p> <p>ii. 非競争入札による貸付において、当該非競争入札と併せて行われる競争入札において決定される貸付金利に拠って貸付金利を決定する方式</p> <p>iii. 当該貸付について、3以上の金融機関等が金利を提示し、それらの金利の範囲内で貸付金利を決定する方式（i. に該当する場合を除く。）</p> <p>②貸付金利の決定方法が①iii. の方式である場合には、当該貸付の実行日において、当該借入先に対し複数の金融機関等の貸付残高が存在すること</p> <p>③次の i. または ii. を充たしていること</p> <p>i. 貸付金利の決定方法が① i. または ii. の方式である場合には、それらの競争入札による貸付の合計額が10億円以上であること</p> <p>ii. 貸付金利の決定方法が①iii. の方式である場合には、①iii. の貸付の合計額が10億円以上であること</p> <p>入札権認書上に、次の事項が記載されていること</p> <p>①貸付金利が次のいずれかの方式により決定されていること</p> <p>i. 競争入札によって貸付金利を決定する方式（アレンジャーを金利の競争入札（手数料率を含めた利率で入札を行う場合を含む。以下同じ。）により決定し、当該競争入札において決定される金利を貸付金利とする方式を含む。）</p> <p>ii. 非競争入札による貸付において、当該非競争入札と併せて行われる競争入札において決定される貸付金利に拠って貸付金利を決定する方式（アレンジャーを当該非競争入札と併せて行われる金利の競争入札により決定し、当該競争入札において決定される金利に拠って貸付金利を決定する方式を含む。）</p> <p>iii. 当該貸付について、3以上の金融機関等が金利を提示し、それらの金利の範囲内で貸付金利を決定する方式（i. に該当する場合を除く。また、3以上の金融機関等が金利を提示すること（手数料率を含めた利率を提示する場合を含む。）によりアレンジャーを決定し、それらの金利の範囲内で貸付金利を決定する方式（i. に該当する場合を除く。）を含む。）</p> <p>②貸付金利の決定方法が①iii. の方式である場合には、当該貸付の実行日において、当該借入先に対し複数の金融機関等の貸付残高が存在すること</p> <p>③次の i. または ii. を充たしていること</p> <p>i. 貸付金利の決定方法が① i. または ii. の方式である場合には、それらの競争入札による貸付の合計額が10億円以上であること</p> <p>ii. 貸付金利の決定方法が①iii. の方式である場合には、①iii. の貸付の合計額が10億円以上であること</p> <p>入札確認書を提出する場合には、当該入札確認書上に、次の事項が記載されていること</p> <p>①貸付金利が次のいずれかの方式により決定されていること</p> <p>i. 競争入札によって貸付金利を決定する方式（アレンジャーを金利の競争入札（手数料率を含めた利率で入札を行う場合を含む。以下同じ。）により決定し、当該競争入札において決定される金利を貸付金利とする方式を含む。）</p> <p>ii. 非競争入札による貸付において、当該非競争入札と併せて行われる競争入札において決定される貸付金利に拠って貸付金利を決定する方式（アレンジャーを当該非競争入札と併せて行われる金利の競争入札により決定し、当該競争入札において決定される金利に拠って貸付金利を決定する方式を含む。）</p> <p>iii. 当該貸付について、3以上の金融機関等が金利を提示し、それらの金利の範囲内で貸付金利を決定する方式（i. に該当する場合を除く。また、3以上の金融機関等が金利を提示すること（手数料率を含めた利率を提示する場合を含む。）によりアレンジャーを決定し、それらの金利の範囲内で貸付金利を決定する方式（i. に該当する場合を除く。）を含む。）</p> <p>②貸付金利の決定方法が①iii. の方式である場合には、当該貸付の実行日において、当該借入先に対し複数の金融機関等の貸付残高が存在すること</p> <p>③次の i. または ii. を充たしていること</p> <p>i. 貸付金利の決定方法が① i. または ii. の方式である場合には、それらの競争入札による貸付の合計額が10億円以上であること</p> <p>ii. 貸付金利の決定方法が①iii. の方式である場合には、①iii. の貸付の合計額が10億円以上であること</p>	○	○	○	○	○	○	●	●	○	●	●

項番	項目	要件	証書貸付債権											
			相対										シンジケート・ローン	
			企業等		政府		政府保証		地公体		企業等	政府保証		地公体
			書式承認済以外	書式承認済	通常適格	通常適格	書式承認済以外	書式承認済	セカンドリーベンディング	セカンドリーベンディング		通常適格	特別適格	
25	貸付金利①	貸付金利確認書を提出する場合には、次のとおりであること ①貸付金利の決定方法が、項番24の①に定める貸付金利の決定方法のいずれにも該当しないこと ②貸付金利と、比較対象公募地方債の表面利率との較差が、上下0.05%ポイント未満（ただし、比較対象公募地方債の発行価格が100円である場合には、上下0.10%ポイント未満）であること ③貸付金利が変動金利である場合には、証書上に初回の貸付金利が明記されていること							●	●				●
25	貸付金利②	貸付金利が日本円LIBOR（ICE Benchmark Administration Limitedが公表するLondon InterBank Offered Rateをいう。）を参照する金利でないこと（2021年12月31日以前に公表された日本円LIBORを参照する固定金利である場合を除く。）。ただし外貨建証書貸付債権にあっては、貸付金利が米ドルLIBORを参照する金利でないこと（2023年6月30日以前に公表された米ドルLIBORを参照する固定金利である場合を除く。）。※3	○	○					○	○	○			○
26	特別事由	適格担保と認めることを日本銀行が適当ないと認める特別な事由がないこと	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

（注）略（不变）

（備考）

※1 略（不变）

※2 謙渡制限がある場合には、日本銀行による債権取得または債権処分に支障を来さないことが明確である必要があります。上表の相対かシンジケート・ローンかの別に、それぞれ次に記載するものの一に該当する謙渡制限に該当するものは、日本銀行による債権取得または債権処分に支障を来さないものとしますが、その他の謙渡制限については、必要に応じて日本銀行に照会してください。

以下略（不变）

○ 別表6を横線のとおり改める。

証書貸付債権に関する差入時の要件

○: 充たしている必要がある要件
 ●: 要件欄に記載する条件に該当する場合に充たしている必要がある要件

項番	項目	要件	証書貸付債権														
			企業等		政府				政府保証				地公体		シングルート・ローン		
			書式承認済以外	書式承認済	セカンダリー玉以外	セカンダリー玉	セカンダリー玉以外	セカンダリー玉	セカンダリー玉以外	セカンダリー玉	セカンダリー玉	セカンダリー玉以外	書式承認済以外	書式承認済	企業等	政府保証	地公体
1	スタンプ	証書の裏面に、事前審査により、担保として適格と認める旨のスタンプを押なつすこと 証書の写が、事前審査により、担保として適格と認める旨のスタンプを押なつした証書の原本の写であること	○	○	○				○	○			○				
1の2	成立の真正性等	電子証書貸付債権の場合には、担保差入先が、成立の真正性等に関する確認書を日本銀行に提出済の担保差入金融機関等に属する先であること				●	●						○	○	○	○	
1の3	言語	証書の使用言語が日本語であること				○	○						○	○			
1の4	明確性	記載事項に不鮮明な箇所がないこと			○	○							○	○			
1の5	金消契約	金銭消費貸借契約にもとづくものであること				○	○						○	○			
2	債権者	担保差入先が証書上に記載された貸付人であり、事前審査を依頼した先であること 担保差入先が証書上に記載された貸付人であること 担保差入先が債権者であること 担保差入先が債権者であること	○	○			○						○	○	○	○	
2の2	貸付人	差入申出日において、証書上に記載された貸付人が日本銀行との間で当座勘定取引を行っている金融機関等であること			○	○	○	○									
2の3	譲渡人・譲受人	差入申出日において、証書上に記載された貸付人と担保差入先の属する金融機関等が日本銀行に認められた譲渡人および譲受人の組合せであること			○	○	○	○									
2の4	エージェント	差入申出日において、エージェントが日本銀行との間で当座勘定取引を行っている金融機関等であること											○	○	○	○	
3	債務者等適格性	差入申出日において、証書貸付債権の債務者（ただし、保証条件付不動産投資法人証書貸付債権の場合には債務者および保証企業（保証人））が、日本銀行が適格と認めた先であること 差入申出日において、証書貸付債権の債務者が、日本銀行が適格と認めた先であること	○										○				
3の2	比較対象公募地方債適格性	貸付金利確認書を提出する場合には、差入申出日において、比較対象公募地方債が日本銀行が適格と認めたものであること											●			●	
3の3	債務者等代表権限	証書上の債務者の記名なつ印者または署名者（電子証書貸付債権の場合には、記名および電子署名者）が、財務大臣または財務大臣から権限が付与されていると日本銀行が認める者であること 証書上の債務者の記名なつ印者または署名者が、次のいずれかであると日本銀行が認める者であること ①代理権または代理権が付与されていることが明らかな者 ②権限付与に関する証の提出により記名なつ印または署名の権限を有する事が明らかな者				○	○						○	○	○		
4	差入規制	差入申出日において、証書貸付債権が、担保差入先が属する担保差入金融機関等の密接関係企業債務でないこと	○											○			
4の2	通貨	円建であること				○	○			○	○						
5	金額①	差入申出日において、残存元本額が5億円以上（ただし、外貨建証書貸付債権にあっては500万米ドル以上）であること 差入申出日において、残存元本額が5億円以上であること 差入申出日において、残存元本額（担保差入先の融資残高）が5億円以上（ただし、外貨建証書貸付債権にあっては500万米ドル以上）であること 差入申出日において、残存元本額（担保差入先の融資残高）が5億円以上であること	○		○	○	○	○	○	○	○						
5の2	金額②	証書上の金額の記載に訂正箇所がなく、かつ不鮮明な箇所がないこと				○	○			○	○						
6	残存期間	残存期間が10年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。）であること	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
7	貸付金受領文言等	証書上に債務者が貸付金を受領した旨の文言※1が記載されていない場合には、領収証書または元金受領確認書を提出すること 証書上に債務者が貸付金を受領した旨の文言※1が記載されていない場合には、領収証書の写または元金受領確認書の写を提出すること 債務者が貸付金を受領したことを日本銀行が確認済であること	●				●	●	●	●	●			●	●	●	
7の2	借入日	借入日が、差入申出日の前営業日以前の日であること				○	○										
7の3	譲渡回数	証書貸付債権が譲渡された回数が1回のみであること				○							○				
7の4	債権譲渡契約書	予め日本銀行の承認を得た債権譲渡契約書式を用いて債権譲渡契約が締結され、譲渡された証書貸付債権であること				○							○				
7の5	返済方法	証書上に返済方法が具体的に記載されていること				○	○			○	○						
8	準拠法	証書上に準拠法が日本法である旨の記載がない場合には、準拠法確認書を提出すること	●				●	●					●	●			
8の2	保証文言	証書または証書に添付された保証書その他の書面上に日本国政府が証書貸付債権の元金および利息の支払につき保証する旨の文言が記載されており、これに関して財務大臣または財務大臣から権限が付与されていると日本銀行が認める者が記名なつ印または署名を行っていること							○	○							
8の3	貸付金利	事前審査より前の時点においては貸付金利として日本円LIBOR (ICE Benchmark Administration Limitedが公表するLondon InterBank Offered Rate)をいう。ただし外貨建証書貸付債権にあっては、米ドルLIBORをいう。以下、この項目において同じ。)を参照していたものの、契約変更等によって事前審査の依頼時点以降に適用される貸付金利が日本円LIBORを参照する金利以外の場合には、「LIBORを参照する証書貸付債権の貸付金利に関する確認書」(第50号文式)および変更契約にかかる契約書等を提出すること	●										●	●		●	

項番	項目	要件	証書貸付債権														
			相対														
			企業等		政府				政府保証				地公体		企業等	政府保証	
			書式承認済以外	書式承認済	通常適合	特別適合	セカンダリーエ		通常適合	特別適合							
9	承諾書および抗弁放棄書	承諾書および抗弁放棄書上の債務者の記名なつ印者または署名者が、次のいずれかであると日本銀行が認める者であること ①代表権または代理権が付与されていることが明らかな者 ②権限付与に関する証の提出により記名なつ印または署名の権限を有することが明らかな者	○						○	○	○	○					
		承諾書および抗弁放棄書上の債務者の記名なつ印者または署名者（電子証書貸付債権の場合には、記名および電子署名者）が、財務大臣または財務大臣から権限が付与されないと日本銀行が認める者であること			○	○	○	○									
		承諾書および抗弁放棄書上の保証人の記名なつ印者または署名者が、財務大臣または財務大臣から権限が付与されると日本銀行が認める者であること							○	○	○	○					
		承諾書および抗弁放棄書上の債務者の記名なつ印者または署名者が、次のいずれかであること ①知事または市区町村長 ②権限付与に関する証の提出により記名なつ印または署名の権限を有することが明らかであると日本銀行が認める者											○				
		承諾書および抗弁放棄書を提出する場合には、承諾書および抗弁放棄書上の保証人の記名なつ印者または署名者が、財務大臣または財務大臣から権限が付与されると日本銀行が認める者であること													●	●	●
		承諾書および抗弁放棄書を提出する場合には、承諾書および抗弁放棄書上の債務者の記名なつ印者または署名者が、次のいずれかであること ①代表権または代理権が付与されていることが明らかな者 ②権限付与に関する証の提出により記名なつ印または署名の権限を有することが明らかな者													●	●	●
		承諾書および抗弁放棄書を提出する場合には、承諾書および抗弁放棄書の提出により記名なつ印または署名の権限を有することが明らかであると日本銀行が認める者															●
		差入申出日が、承諾書および抗弁放棄書上の承諾日から起算して11営業日後の日以後の日でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
		承諾書および抗弁放棄書を提出する場合には、差入申出日が、承諾書および抗弁放棄書上の承諾日から起算して11営業日後の日以後の日でないこと													●	●	●
10	債権譲渡登記等	登記事項証明書等が、証書貸付債権について、承諾書および抗弁放棄書上の確定日付以前の日の動産・債権譲渡特例法にもとづく債権譲渡登記および質権設定登記が存在しないことを確認できるものであること※2	○						○	○	○	○					
		登記事項証明書等が、証書貸付債権による承諾日付以前の日の動産・債権譲渡登記および質権設定登記が存在しないことを確認できるものであること※2		○	○	○	○	○					○				
		登記事項証明書等が、証書貸付債権について、承諾書および抗弁放棄書または担保差入通知書添付本上の確定日付以前の日の動産・債権譲渡特例法にもとづく債権譲渡登記および質権設定登記が存在しないことを確認できるものであること※2												○	○	○	
		登記事項証明書等が、証書貸付債権について、承諾書および抗弁放棄書または担保差入通知書添付本上の確定日付以前の日の動産・債権譲渡登記および質権設定登記が存在しないことを確認できるものであること※2														○	
12	手形	証書貸付債権に申し手形が振出されていないこと							○	○			○	○	○	○	○
13	電信	証書貸付債権に申し手記録債権が発生していないこと							○	○			○	○	○	○	○
14	特別事由	適格担保と認めることを日本銀行が適当ないと認める特別な事由がないこと							○	○			○	○			

(注) この表における用語の定義は、第1章2.に定める用語の定義のほか、次のとおりとします。

証書	担保差入先が担保差入を申出する証書貸付債権の証書貸付債権証書をいいます。
成立の真正性等に関する確認書	「証書貸付債権証書の成立の真正性等に関する確認書」（第51号書式）をいいます。
以下略(不変)	

(備考) 略(不変)

- 別表 7 を横線のとおり改める。

別表7

債権譲渡契約書式に関する要件

項目番	項目	要件	区分
1			
2		略(不变)	
3			
4	譲渡制限	債権譲渡契約書式上に、債権の譲渡または質入を禁止してする規定が記載されておらず、かつ担保権実行による日本銀行の債権取得および日本銀行が債権取得した場合における債権処分に支障を来すような譲渡制限にかかる規定が記載されていないこと※	○
5		略(不变)	
6			

(備考)

※ 譲渡制限にかかる規定がある場合には、日本銀行による債権取得または債権処分に支障を来さないことが明確である必要があります。次に記載するものの一に該当する譲渡制限に該当するものかかる規定は、日本銀行による債権取得または債権処分に支障を来さないものとしますが、他の譲渡制限にかかる規定については、必要に応じて日本銀行に照会してください。

以下略 (不变)

- 別表 7 の次に次の別表 8 を加える。

証書貸付債権証書書式に関する要件

項目番	項目	要件	区分
1	言語	証書貸付債権証書書式の使用言語が日本語であること	○
2	金消契約	金銭消費貸借契約にかかる書式であること	○
3	譲渡制限	証書貸付債権証書書式上に、証書貸付債権の譲渡または質入を禁止する規定が記載されておらず、かつ担保権実行による日本銀行の債権取得および日本銀行が債権取得した場合における債権処分に支障を来すような譲渡制限にかかる規定が記載されていないこと※	○
4	貸付方式	コミットメントライン型の貸付にかかる書式でないこと	○
5	規定禁止事項	証書貸付債権証書書式上に、次の規定が記載されていないこと ①貸付人による法的手続の申立てを制約する規定 ②債務者の責任財産の範囲を限定する規定 ③劣後特約を付す規定 ④貸付人の承諾を得ない代物弁済を許容する規定 ⑤貸付人に帰責性のない事由にもとづき発生した損害、損失または費用等を貸付人に負担させる旨を定めた規定 ⑥貸付人の承諾を得ない場合においても、債務者の契約上の地位または権利義務の第三者への譲渡が行われることを想定して設けられた規定 ⑦契約上の地位の譲渡または債権譲渡に際し、貸付人から譲受人または譲受予定者に対する証書貸付債権に関する情報の開示を禁止する規定 ⑧その他日本銀行による承継が適当でない貸付人の義務を定める規定	○
6	特別事由	日本銀行による担保権その他の権利の行使に支障を来す懼れのある特別な事由がないこと	○

(注)この表における用語の定義は次のとおりとします。

コミットメントライン型の貸付	予め貸付人と借入人との間で合意した期間および融資限度枠の範囲内で、貸付の実行が確約されるものをいいます。
----------------	------------------------------------------------------

(備考)

※ 譲渡制限にかかる規定がある場合には、日本銀行による債権取得または債権処分に支障を来さないことが明確である必要があります。次に記載するものの一に該当する譲渡制限にかかる規定は、日本銀行による債権取得または債権処分に支障を来さないものとしますが、その他の譲渡制限にかかる規定については、必要に応じて日本銀行に照会してください。

① 譲渡可能な相手方を制限する旨の規定がある場合において、次の（i）から（iii）までのいずれかに該当するなどから日本銀行による債権取得に支障を来さないとき

（i）譲渡可能な相手方が「金融機関」、「法人」等と規定されており、当該相手方に日本銀行が含まれることが明示的に規定されているとき

（ii）譲渡可能な相手方が「適格機関投資家」等と規定されており、当該相手方に日本銀行が含まれないが、日本銀行が譲渡可能な相手方を制限する旨の規定の適用対象外であることが明示的に規定されているとき

（iii）譲渡可能な相手方が「適格機関投資家」等と規定されており、当該相手方に日本銀行が含まれないが、「証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書」により、譲渡可能な相手方にに関する譲渡制限が解除されるとき

② 譲渡または質入に借入人の承諾が必要とされている場合において、合理的理由なく当該承諾を拒むことができない旨が規定されているとき

- [参考1] 4. 記入例9を次のとおり改める（全面改正）。

記入例 9

<div[](./img/33gouji.png)

<div[](https://www.japanesetest4you.com/old/1930/1930jyōchō.pdf)

- ・債務を履行する者の商号と証書貸付債権証書に記載された者の商号が異なる場合には、証書貸付債権証書に記載された者の商号を括弧書きで記入する。

（記入欄）
貴行は、下記証書貸付債権に該する貴行の未適格と認める場合には、変更契約締結日を括弧書きで記入する。直にかかる証書貸付債権証書上に押なつしていただきたく依頼します。また、証書上にスタンプ押なつ済の下記証書貸付債権が貴行に該する旨の通知を貴行から受けた場合、および適格性にかかる要件の見直しに伴い貴行担保として適格と認められなくなった場合には、当該証書貸付債権証書につきスタンプの抹消を依頼することとします。なお、下記証書貸付債権に關し手形が振り出されていないことおよび電子記録債権が発生していないことを念のため申し添えます。

- ・ 変更契約が締結されている場合には、変更契約締結日を括弧書きで記入する。

(依頼人)
株式会社△△銀行
資金部長 ◇◇ ◇◇

- ・提出日（事前審査の依頼を行う日）を記入する。

▲令和8年9月30日

(電話番号、担当者名)

03-3279-XXXX

○ ○ ○ ○

証書貸付債権証書番号	債務者	証書上に記載の貸付人	契約締結日	貸付日	最終返済期日	返済方法				
A B 1 2 3	((株) △△商事) (株) ○○商事		(8 7 6 15) 7 6 10	7 7 6 10	10 8 7 30	11 11 30 分割返済				
元 本 額		残 存 元 本 額		金 利 設 定 方 式						
拾億 2	百万 4 0 0	千 0 0 0	円 0 0 0	拾億 1	百万 9 0 0	千 0 0 0	円 0 0 0	年1.5%固定金利		付随担保あり。

1

スタンプ 押なつ年月日	
返れい年月日	

※適否

※備考

- ・変動金利の場合には、「基準金利+0.2%」等、証書貸付債権証書に記載のとおり記入する

(注意) 1. 「債務者」欄には、債務を履行する者の商号を記入する。なお、債務 それぞれ記入する。 債權書に には、証書貸付債権証書に記載された者の商号を、債務を履行する者の商号の上に括弧書きする。

2. セカンダリー玉の場合には、「証書上に記載の貸付人」欄に、証書貸付債権証書に記載された貸付人の金融機関等名を記入する。セカンダリー玉以外の場合には、斜線を引く。

3. 変更契約が締結されている場合には、変更契約締結日を契約締結日の上に括弧書きする。

4. 付随担保が付されている場合には、「摘要」欄に「付随担保あり」と記入する。なお、政府保証付証書貸付債権の場合には、記入しない。

5. 外貨建証書貸付債権の場合には、「元本額」および「残存元本額」は米ドル単位で記入し、書式中の「円」を「米ドル」と修正のうえ使用する。

6. 書式承認済証書貸付債権の場合には、「書式承認済」欄に「○」を記入する。書式承認済証書貸付債権以外の場合には、斜線を引く。

7. ※印 日本銀行記入欄

(連續表示)

- 書式目次を横線のとおり改める。

書式目次

第1号書式

∫

第52号書式

} 略（不变）

第53号書式

承認済証書貸付債権証書書式の使用に関する確認書

第54号書式

証書貸付債権証書書式承認申請書

第55号書式

証書貸付債権証書書式変更承認申請書

- 第21号書式（A）および第21号書式（B）の（注2）を横線のとおり改める。

（注2） 権限を有するものとみなされ得る場合（法律の規定による表見代表または表見代理の場合）のほかは記名な
つ印者または署名者の権限金銭消費貸借契約に関する一
切の権限を有することを明らかにする書類を添付する。

- 第33号書式を次のとおり改める（全面改正）。

(第33号書式)

証書貸付債権証書スタンプ押なつ依頼書

日本銀行 御中

年 月 日

(電話番号、担当者名)

(依頼人)

(届出印)

下記証書貸付債権につき貴行担保適格と認める旨のスタンプを当該証書貸付債権にかかる証書貸付債権証書上に押なつしていただきたく依頼します。また、証書上にスタンプ押なつ済の下記証書貸付債権が貴行担保として適格と認められなくなった旨の通知を貴行から受けた場合、および適格性にかかる要件の見直しに伴い貴行担保として適格と認められなくなった場合には、当該証書貸付債権証書につきスタンプの抹消を依頼することとします。

なお、下記証書貸付債権に関し手形が振り出されていないことおよび電子記録債権が発生していないことを念のため申し添えます。

証書貸付債権証書番号	債務者	証書上に記載の貸付人	契約締結日	貸付日	最終返済期日	返済方法			
元本額		残存元本額		金利設定方式		書式承認済			
拾億	百万	千	円	拾億	百万	千	円		摘要

※

スタンプ 押なつ年月日	
返れい年月日	

※適否	※備考
-----	-----

※

--	--	--

- (注意) 1. 「債務者」欄には、債務を履行する者の商号を記入する。なお、債務を履行する者の商号と証書貸付債権証書に記載された者の商号が異なる場合には、証書貸付債権証書に記載された者の商号を、債務を履行する者の商号の上に括弧書きする。
2. セカンダリー玉の場合には、「証書上に記載の貸付人」欄に、証書貸付債権証書に記載された貸付人の金融機関等名を記入する。セカンダリー玉以外の場合には、斜線を引く。
3. 変更契約が締結されている場合には、変更契約締結日を契約締結日の上に括弧書きする。
4. 付随担保が付されている場合には、「摘要」欄に「付随担保あり」と記入する。なお、政府保証付証書貸付債権の場合には、記入しない。
5. 外貨建証書貸付債権の場合には、「元本額」および「残存元本額」は米ドル単位で記入し、書式中の「円」を「米ドル」と修正のうえ使用する。
6. 書式承認済証書貸付債権の場合には、「書式承認済」欄に「○」を記入する。書式承認済証書貸付債権以外の場合には、斜線を引く。
7. ※印 日本銀行記入欄

(連続表示)

○ 第52号書式の次に次の第53号書式から第55号書式までを加える。

(第53号書式)

承認済証書貸付債権証書書式の使用に関する確認書

日本銀行 御中

年 月 日

(届出印)

(担保差入先) ^(注1)

当方は、_____年_____月_____日付金銭消費貸借契約にもとづく証書貸付債権（証書貸付債権証書番号_____）に関し、下記の全てを確約することを表明して確認いたします。なお、当方は、上記証書貸付債権にかかる証書貸付債権証書と貴行承認済みの証書貸付債権証書書式との（個別記載事項以外の）同一性を貴行が確認する義務を負わないことを了承します。

記

1. 上記証書貸付債権は、_____年_____月_____日付 ^(注2) で貴行に承認いただいた証書貸付債権証書書式（管理番号_____）に個別の記載事項の記入欄の記載のみを追記する方法で作成された証書貸付債権証書にもとづくものであり（ただし、漢字表記かひらがな表記かの違い、送り仮名の付け方の違い、文末表記の些末な「揺れ」など、法的に同一の意味であることが明らかな表記の違いは許容されるものとします。）、当該証書貸付債権証書に特約等の追記はなされておらず、また、当該証書貸付債権証書に関する別途の合意書（覚書等、その名称は問いません。）は存在しないこと。

2. 本確認書の1.に記載の事項に違反し、または当該事項が真実もしくは正確でないことが判明した場合には、貴行に対して直ちに通知するとともに、これにより、貴行に発生した損害につき賠償または補償すること。

以上

(注1) 代表者またはその者から権限を付与された者の役職名を記載し、記名なつ印または署名をする。役職名、氏名、印鑑または署名は、印鑑届等により日本銀行に届出たものを使用する。

(注2) 証書貸付債権証書書式の承認または変更の承認にかかる日本銀行からの通知日を記載する。

証書貸付債権証書書式承認申請書

年 月 日

日本銀行 御中

(金融機関等名)
(代表者または代理人) (注1)

(届出印)

(電話番号、担当者名)

別紙^(注2)の証書貸付債権証書書式を使用して作成された証書貸付債権証書にもとづく証書貸付債権については、「担保に関する細則」に定める書式承認済証書貸付債権として、貴行に適格担保の事前審査を依頼できるものとしてご承認いただきたく、申請します。

なお、別紙の証書貸付債権証書書式の内容に変更が生じる場合には、予め貴行に当該変更にかかる承認の申請をいたします。

また、別紙の証書貸付債権証書書式が承認された場合において、当該証書貸付債権証書書式を使用して作成された証書貸付債権証書にもとづく証書貸付債権を貴行に最後に担保として差入れた日（当該証書貸付債権を一度も貴行に担保として差入れていない場合には、貴行からの当該承認にかかる通知日）から概ね1年を経過したときは当該承認が取消されることがあること、および承認された証書貸付債権証書書式について貴行の判断により承認が取消される場合があることについて了承します。

(注3)

※適否

※ (注3)

(注3)

※管理番号

(注3)

※通知日 年 月 日

(注1) 代表者またはその者から権限を付与された者の役職名を記載し、記名なつ印または署名をする。役職名、氏名、印鑑または署名は、印鑑届等により日本銀行に届出たものを使用する。

(注2) 証書貸付債権証書書式が、基本契約書書式と個別契約書書式等複数にわたる場合には、使用する証書貸付債権証書書式のすべて（契約の内容を構成するものであれば、「覚書」、「サイドレター」等、名称が「契約書」でないものの書式も含む。）を提出する。

(注3) ※印 日本銀行使用欄

証書貸付債権証書書式変更承認申請書

年 月 日

日本銀行 御中

(金融機関等名)
(代表者または代理者) ^(注1)

(届出印)

(電話番号、担当者名)

年 月 日 ^(注2)付でご承認いただいた証書貸付債権証書書式(管理番号)につき、
内容を次のとおり変更することとしたいので、ご承認いただきたく、申請します。なお、変更
後の証書貸付債権証書書式 ^(注3)は別紙のとおりです。

なお、別紙の証書貸付債権証書書式の変更が承認された場合には、変更前の証書貸付債権証
書書式について承認が取消されることについて了承します。

また、別紙の証書貸付債権証書書式の変更が承認された場合において、当該証書貸付債権証
書書式を使用して作成された証書貸付債権証書にもとづく証書貸付債権を貴行に最後に担保
として差入れた日(当該証書貸付債権を一度も貴行に担保として差入れていない場合には、貴
行からの当該承認にかかる通知日)から概ね1年を経過したときは承認が取消されることがある
こと、および承認された証書貸付債権証書書式について貴行の判断により承認が取消される
場合があることについて了承します。

変更の内容(どちらかを○で囲む) : 一部変更 全部変更

変更する条項 ^(注4)

(注5)

※適否

※ (注5)

(注5)

※管理番号

(注5)

※通知日

年 月 日

(注1) 代表者またはその者から権限を付与された者の役職名を記載し、記名なつ印または署名をす
る。役職名、氏名、印鑑または署名は、印鑑届等により日本銀行に届出たものを使用する。

(注2) 証書貸付債権証書書式の承認または変更の承認にかかる日本銀行からの通知日を記載する。

(注3) 証書貸付債権証書書式が、基本契約書書式と個別契約書書式等複数にわたる場合には、使用する証書貸付債権証書書式のすべて(契約の内容を構成するものであれば、「覚書」、「サイドレター」等、名称が「契約書」でないものの書式も含む。)を提出する。

(注4) 一部変更の場合のみ、変更する条項を「第2条、第3項および第8条」のように記載する。

(注5) ※印　日本銀行使用欄

「企業および地方公共団体等債務にかかる特則
適格担保に関する細則」中一部改正

- 第6号書式を次のとおり改める（全面改正）。

(第6号書式)

B B B 格特則適格証書貸付債権証書スタンプ押なつ依頼書

日本銀行 御中

(依頼人)

(届出印)

年 月 日

(電話番号、担当者名)

下記証書貸付債権につき B B B 格特則適格証書貸付債権であることを表すスタンプを当該証書貸付債権にかかる証書貸付債権証書上に押なつしていただきたく依頼します。また、証書貸付債権証書上に当該スタンプ押なつ済の下記証書貸付債権がB B B 格特則適格証書貸付債権でなくなった旨の通知を貴行から受けた場合、および適格性にかかる要件の見直しに伴いB B B 格特則適格証書貸付債権と認められなくなった場合には、当該証書貸付債権証書につきスタンプの抹消を依頼することとします。

なお、下記証書貸付債権に關し手形が振り出されていないことおよび電子記録債権が発生していないことを念のため申し添えます。

証書貸付債権証書番号	債務者	契約締結日	貸付日	最終返済期日	返済方法	
元本額	残存元本額	金利設定方式			書式承認済	摘要
元本額 円	残存元本額 円					

※

スタンプ 押なつ年月日	
返れい年月日	

※適否	※備考
-----	-----

※

--	--	--

(注意) 1. 変更契約が締結されている場合には、変更契約締結日を契約締結日の上に括弧書きする。

(連続表示)

2. 付随担保が付されている場合には、摘要欄に「付随担保あり」と記入する。

3. 書式承認済証書貸付債権の場合には、「書式承認済」欄に「○」を記入する。書式承認済証書貸付債権以外の場合には、斜線を引く。

4. ※印 日本銀行記入欄

/

- 第8号書式を次のとおり改める（全面改正）。

（第8号書式）

自己査定型特則適格証書貸付債権証書スタンプ押なつ依頼書

日本銀行 御中

（依頼人）

（届出印）

年 月 日

（電話番号、担当者名）

当行（社・庫）の直近の自己査定（査定の日： ）において、業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる企業または地方公共団体出資法人に対する下記証書貸付債権につき、自己査定型特則適格証書貸付債権であることを表すスタンプを当該証書貸付債権にかかる証書貸付債権証書上に押なつしていただきたく依頼します。また、証書貸付債権証書上に当該スタンプ押なつ済の下記証書貸付債権が自己査定型特則適格証書貸付債権でなくなった旨の通知を貴行から受けた場合、および適格性にかかる要件の見直しに伴い自己査定型特則適格証書貸付債権と認められなくなった場合には、当該証書貸付債権証書につきスタンプの抹消を依頼することとします。

なお、下記証書貸付債権に関し手形が振り出されていないことおよび電子記録債権が発生していないことを念のため申し添えますとともに、提出済みの「手形、企業に対する自己査定型証書貸付債権、同手形類似電子記録債権、同電子記録債権の差入に関する願書」記書き1. または「地方公共団体出資法人に対する証書貸付債権、同電子記録債権の特則適格債務者の選定依頼書」記書き1. に記載の事項を改めて確約します。

証書貸付債権証書番号	債務者	契約締結日	貸付日	最終返済期日	返済方法
元 本 額		残 存 元 本 額		金 利 設 定 方 式	
円	円	円	円		

※

スタンプ 押なつ年月日	
返れい年月日	

※適否	※備考
-----	-----

--	--	--

（注意） 1. 変更契約が締結されている場合には、変更契約締結日を契約締結日の上に括弧書きする。

2. 付随担保が付されている場合には、摘要欄に「付随担保あり」と記入する。

（連続表示）

3. 書式承認済証書貸付債権の場合には、「書式承認済」欄に「○」を記入する。書式承認済証書貸付債権以外の場合には、斜線を引く。

4. ※印 日本銀行記入欄

- 第10号書式を次のとおり改める（全面改正）。

（第10号書式）

特則適格地公体証書貸付債権証書スタンプ押なつ依頼書

日本銀行 御中

（依頼人）

（届出印）

年 月 日

（電話番号、担当者名）

下記証書貸付債権につき特則適格地公体証書貸付債権であることを表すスタンプを当該証書貸付債権にかかる証書貸付債権証書上に押なつしていただきたく依頼します。また、証書貸付債権証書上に当該スタンプ押なつ済の下記証書貸付債権が特則適格地公体証書貸付債権でなくなった旨の通知を貴行から受けた場合、および適格性にかかる要件の見直しに伴い特則適格地公体証書貸付債権と認められなくなった場合には、当該証書貸付債権証書につきスタンプの抹消を依頼することとします。

なお、下記証書貸付債権に関し手形が振り出されていないことおよび電子記録債権が発生していないことを念のため申し添えます。

証書貸付債権証書番号	債務者		契約締結日		貸付日		最終返済期日		返済方法	
元 本 額		残 存 元 本 額		金 利 設 定 方 式					書式承認済	摘要
元	本	額	円	元	本	額	円			

※

スタンプ 押なつ年月日	
返れい年月日	

※適否	※備考
-----	-----

--	--	--

（注意） 1. 変更契約が締結されている場合には、変更契約締結日を契約締結日の上に括弧書きする。

2. 付随担保が付されている場合には、摘要欄に「付随担保あり」と記入する。

3. 書式承認済証書貸付債権の場合には、「書式承認済」欄に「○」を記入する。書式承認済証書貸付債権以外の場合には、斜線を引く。

4. ※印 日本銀行記入欄

（連続表示）

書式承認済証書貸付債権の担保差入事務について

1. はじめに

日本銀行では、事務の合理化を図る観点から、証書貸付債権にかかる事前審査事務について、新たな手続きを追加することとしました。

具体的には、担保差入先からの申請にもとづき証書貸付債権にかかる証書貸付債権証書書式（ひな型）を予め日本銀行が承認する手続を新設するとともに、当該承認を受けた書式（ひな型）を使用して作成された証書貸付債権証書にもとづく証書貸付債権（以下「書式承認済証書貸付債権」といいます。）については、事前審査の一部を省略することとしました。

—— 現在、担保差入先から証書貸付債権の事前審査依頼を受付けて審査結果を通知するまでに1か月程度を要しておりますが、書式承認済証書貸付債権については、当該期間が最短で1～2営業日程度と大幅に短縮します。

本件の概要は以下のとおりです。なお、この資料は、事務の概要を記載したものですので、実際の取扱いに際しては、「担保に関する細則」等の関係規程を参照してください。

2. 対象

対象となる証書貸付債権は、企業もしくは不動産投資法人または地方公共団体に対する証書貸付債権のうち、シンジケート・ローン債権以外のものとなります。

（対象となる証書貸付債権）

相対				シンジケート・ローン		
企業等	政府	政府保証	地公体	企業等	政府保証	地公体
○	×	×	○	×	×	×

（注1）表中の「○」は本件の対象であることを示し、「×」は本件の対象でないことを示します。

（注2）表中の用語は、「担保に関する細則」別表3の用語と同義です。

3. 事務の概要

担保差入先が書式承認済証書貸付債権の担保差入を希望する場合には、当該証書貸付債権の事前審査依頼に先立ち、日本銀行に対して、証書貸付債権証書書式（ひな型）の承認申請を行っていただきます。日本銀行は、当該承認申請を受付けた場合には、当該証書貸付債権証書書式（ひな型）の確認を行い、適当と認める場合には、当該申請を承認します。

担保差入先は、書式承認済証書貸付債権にかかる事前審査依頼および担保差入を行う場合には、日本銀行が予め承認した証書貸付債権証書書式（ひな型）を使用して証書貸付債権証書を作成したこと等を表明した書面を提出していただきます。

なお、日本銀行は、承認済みの証書貸付債権証書書式（ひな型）を使用して作成された証書貸付債権証書にもとづく証書貸付債権の担保差入が一定期間行われていない場合等には、当該承認を取消すことがあります。この場合には、その旨を担保差入先に通知します。

4. 事務フロー

具体的な事務フローは次のとおりです。

（1）証書貸付債権証書書式（ひな型）の承認

担保差入先は、担保取引店に対して「証書貸付債権証書書式承認申請書」（「担保に関する細則」第54号書式。証書貸付債権証書書式（ひな型）を添付）を提出します^{（注）}。日本銀行は、証書貸付債権証書書式（ひな型）が、日本銀行が定めた要件を充たしているか否かの確認を行い、承認の適否を決定し、確認結果を担保差入先に通知（承認する場合には当該証書貸付債権証書書式（ひな型）の管理番号を併せて通知）します。

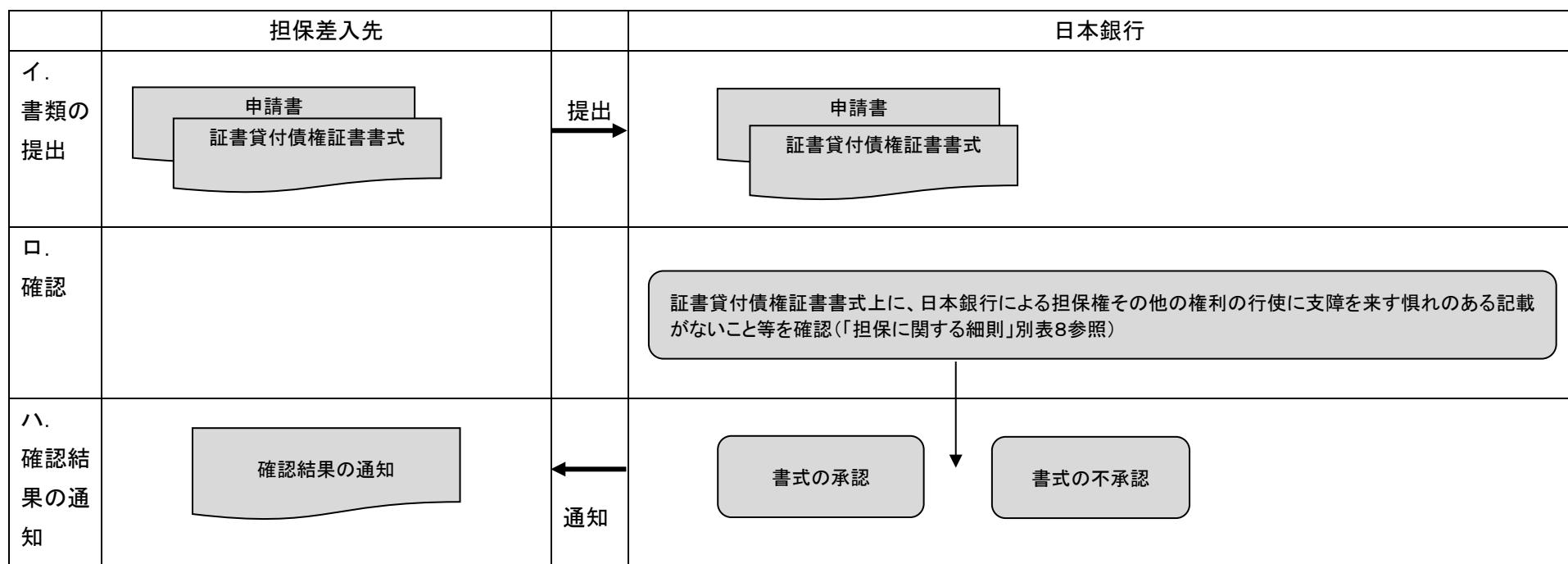
この申請は、実際に担保として書式承認済証書貸付債権を差入れることを予定している場合に限り、行ってください。

（注）同一の証書貸付債権証書書式（ひな型）であれば、担保差入先毎の申請は不要です。

—— なお、承認済みの証書貸付債権証書書式（ひな型）の内容の変更を希望する場合には、「証書貸付債権証書書式承認申請書」に代えて「証書貸付債権証書書式変更承認申請書」（「担保に関する細則」第55号書式。変更後の証書貸付債権証書書式（ひな型）を添付）を提出していただきます。当該変更が承認された場合には、変更前の証書貸付債権証書書式（ひな型）の承認は取消されるとともに、変更後の証書貸付債権証書書式（ひな型）には新たな管理番号が付番されます（承認の取消に伴い、変更前の証書貸付債権証書書式（ひな型）を使用して作成した証書貸付債権証書にもとづく証書貸付債

権を「書式承認済証書貸付債権」であるものとして事前審査の依頼を行うことはできなくなります。変更前の証書貸付債権証書書式（ひな型）を使用して作成した証書貸付債権証書にもとづく書式承認済証書貸付債権を引き続き担保として差入れることを予定している場合には、変更の承認申請ではなく、新たな証書貸付債権証書書式（ひな型）の承認申請を行ってください。なお、当該承認が取消された場合であっても、既にその証書貸付債権証書上に担保として適格と認める旨のスタンプを押なつ済の書式承認済証書貸付債権に影響はありません。）。それ以外の手続については、承認の場合と同様です。

（証書貸付債権証書書式（ひな型）の承認）

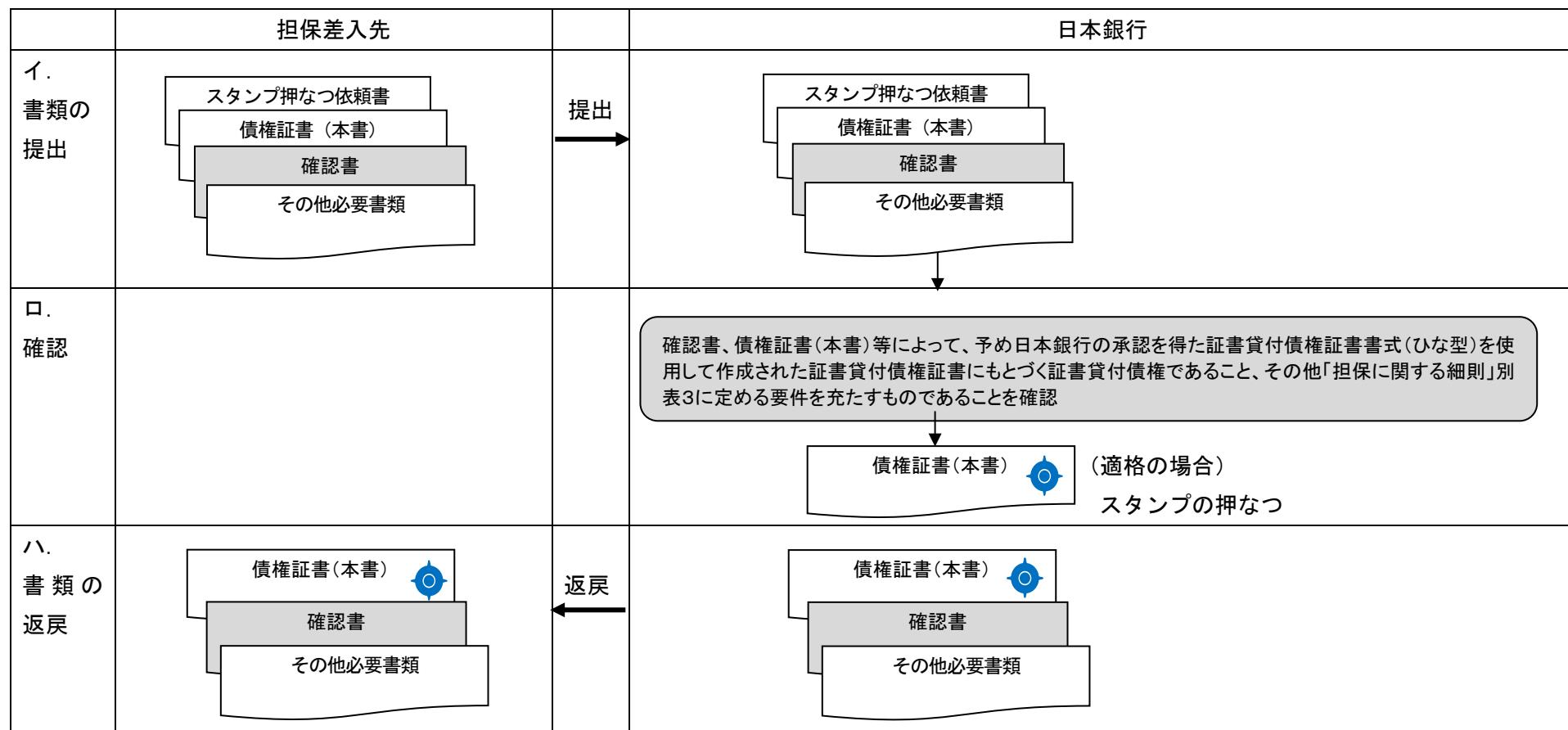


（注） シャドーは本件に固有の事務です。以下同じです。

(2) 事前審査の依頼

担保差入先は、日本銀行に対し、書式承認済証書貸付債権の事前審査を依頼する場合には、当該書式承認済証書貸付債権について、予め日本銀行の承認を得た証書貸付債権証書書式（ひな型）を使用して作成された証書貸付債権証書にもとづくものであることを確認するとともに、その旨等を表明した「承認済証書貸付債権証書書式の使用に関する確認書」（「担保に関する細則」第53号書式）を併せて提出する必要があります。

なお、「承認済証書貸付債権証書書式の使用に関する確認書」は、事前審査後に返却します。当該確認書は、担保差入時にも再度提出する必要がありますのでご留意ください。



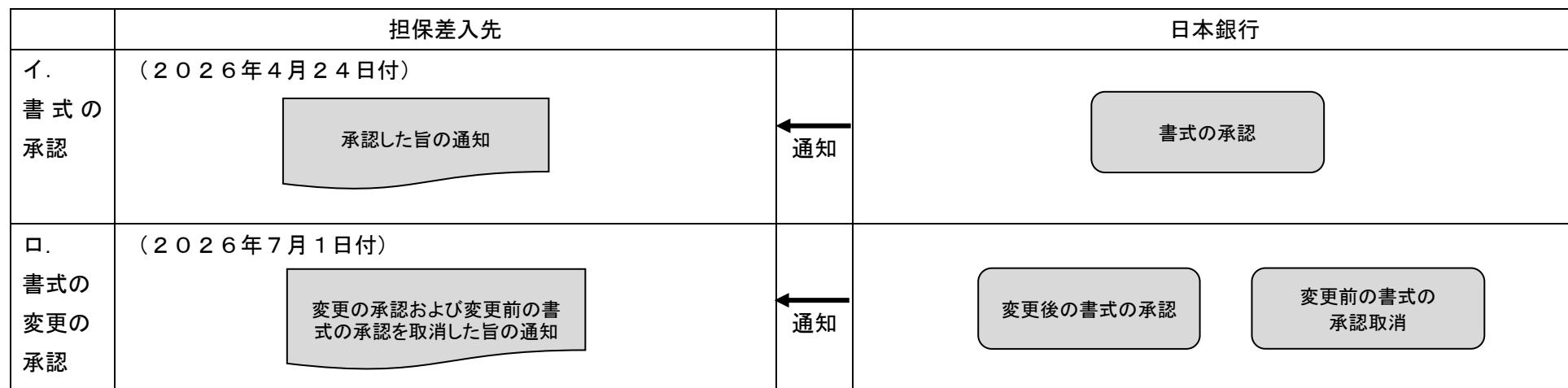
(3) 書式承認済証書貸付債権の担保差入事務

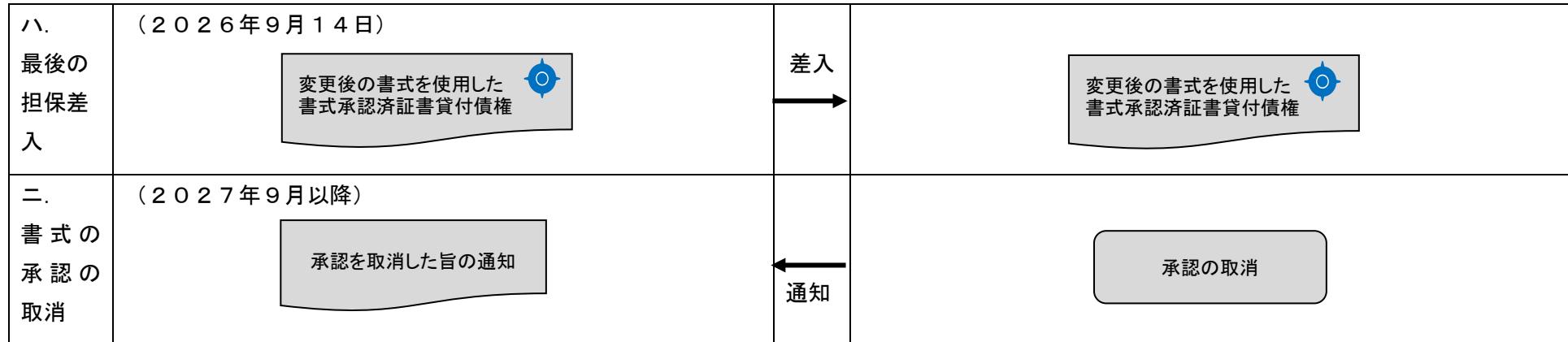
書式承認済証書貸付債権を日本銀行に担保として差入れる場合には、(2)により返却された「承認済証書貸付債権証書書式の使用に関する確認書」を日本銀行に提出する必要があります。それ以外の事務については、通常の証書貸付債権の担保差入の場合と同様です。

(参考) 承認済みの証書貸付債権証書書式（ひな型）の承認取消

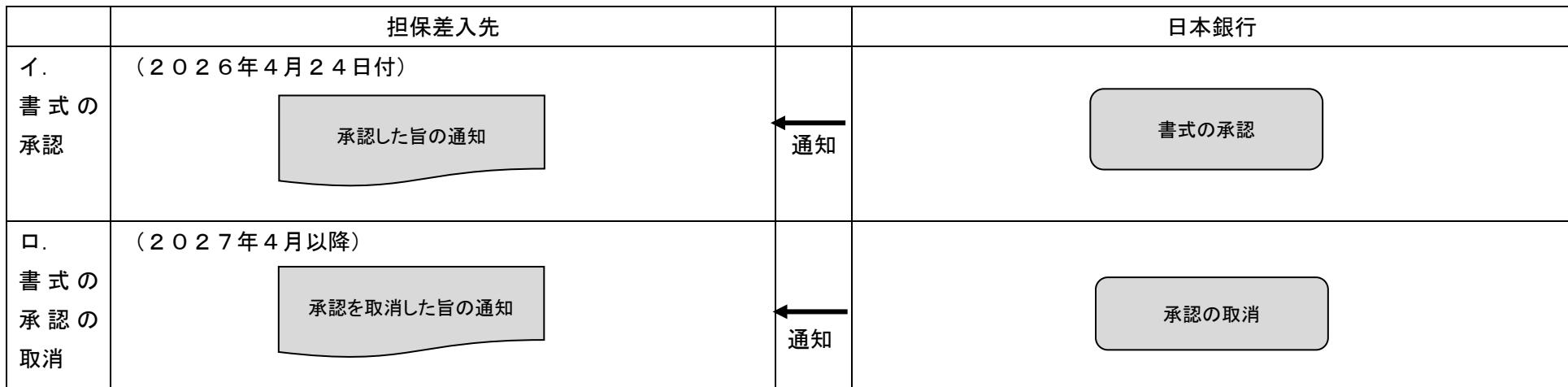
日本銀行は、(1)により承認した証書貸付債権証書書式（ひな型）を使用して作成された証書貸付債権証書にもとづく証書貸付債権を最後に担保として受入れた日（当該証書貸付債権を一度も担保として受入れていない場合には、承認（変更の承認を含みます。）にかかる通知日）から概ね1年を経過した場合には、当該承認を取消すことがあります。日本銀行は、当該の承認を取消す場合には、その旨を担保差入先に通知します。なお、当該承認が取消された場合であっても、既にその証書貸付債権証書上に担保として適格と認める旨のスタンプを押なつ済の書式承認済証書貸付債権に影響はありません。

（例1）証書貸付債権証書書式（ひな型）の変更を日本銀行が承認した後、変更後の証書貸付債権証書書式（ひな型）を使用して作成された証書貸付債権証書にもとづく証書貸付債権を担保として差入れていた場合





(例2) 証書貸付債権証書書式(ひな型)を使用して作成された証書貸付債権証書にもとづく証書貸付債権を一度も担保として差入れていない場合



以 上